

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 28 日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2013

課題番号：24651285

研究課題名(和文) ポスト興行ビザの人の移動および社会統合政策に関する研究

研究課題名(英文) post-entertainment visa, migration and social integration policy

研究代表者

安里 和晃 (asato, wako)

京都大学・文学研究科・准教授

研究者番号：00465957

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：多様な人々が参画できる労働市場形成は大きな政策課題である。しかし外国人住民は含まれず外国人間の差も大きい。経済連携協定介護士と対照的に、新日系母子は約50万 - 80万円の債務を抱え来日する。新日系母子問題は1994年首脳間で指摘されたが放置され、現在はその子の問題も生じている。第1に新日系人の特定と認知、養育、さらに渡航のための戸籍の取得、再取得、第2に日本社会で自立可能な日本語教育と職業訓練の課題である。しかし債務により労使の対等な関係構築の困難、過酷労働の強要、強制貯蓄、権利放棄等の原因となる。人材育成の国内要件の解消、債務解消に向けた人材育成制度の確立、社会統合政策の実施が重要である。

研究成果の概要(英文)：Social inclusion policy on labor market is inevitable in a population declining society. However, this is not the case of foreign residents particularly New Japanese Decedents from the Philippines indebted due to visa, Japanese language training and occupational training to be competent in Japan, which is in contrast to care workers under Economic Partnership Agreement. The difficulty of New Japanese Decedents was pointed out in the summit meeting of both governments, which was left behind afterwards. The primary issue is on finding father, recognition of children, nurture, visa acquisition, restoration of domicile certificate. Second is how to make competent on Japanese language and occupational training to be economically independent. The initial cost of them are incurred on immigrants, which sum up to US\$5,000-8,000. This is a cause of unequal employer-employee relations, illegal working condition. Social integration of immigrants with equal opportunity is urgently needed.

研究分野：3801

科研費の分科・細目：4001

キーワード：新日系人 フィリピン 介護 結婚移民 社会統合 債務 人材育成

1. 研究開始当初の背景

本研究は興行ビザによって入国してきた多くの人々、具体的には数十万人に上る興行ビザ取得者が結婚を通じて居住し興行、水産加工、製造業、サービス業、福祉部門に従事してきた。さらにビザ厳格化以降の多様化する入国形態、具体的には国際結婚、偽装結婚、新日系人母子の入国、その他による入国、の四点を含む形での入国者を対象とする。特に興行ビザ以降の国際移動メカニズム(制度とその運用実態)、および社会統合に関する側面を、当事者の生活実態(入国方法、居住や就労の実態、医療・福祉、子どもの教育問題、債務問題など)から明らかにする。ポスト興行ビザにおける移動と生活は、多様化、アングラ化しており不可視化されている。具体的には国籍法改定以降、日本への渡航のための結婚や偽装結婚が拡大し、さらには日本人との間の子どもを通じた移動が拡大し、「遺伝子がパスポート」となっている状況をめぐり認知、国籍取得・回復等問題、母親の債務と就労問題、子どもの日本の教育現場や社会における適応(新日系人)など社会包摂上の様々な問題が発生している。新日系人については、その数が10万とも20万ともいわれられており、フィリピンだけではなくタイにも拡大している。不可視化した興行ビザをめぐる人の移動は、今後の日本における社会的包摂を考えるうえでも、重要な問題となると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は興行ビザとそれ以降に来日した人々を対象とし、日本への国際移動メカニズムと当事者の生活実態について明らかにし、社会統合(包摂)の状況について検討することを目的としている。年間7-8万人の興行ビザ発給数は、2005年以降激減した。しかし、移動は国際結婚、偽装結婚という形で継続し、新日系人と母親の国際移動や偽装認知といった子どもを伴う移動に展開している。こうした人々は現在、興行関連職種その他、水産加工、製造業、福祉部門等に従事し、全国に子どもの教育問題が広がり、興行ビザとその後の移動がもたらした影響は大きい。本研究では、ポスト興行ビザの人の移動の展開(国際結婚、偽装結婚、新日系人と母親)、および生活実態と問題点(就業、医療・福祉、子どもの教育)といった社会統合(社会的包摂)に着目し、移動から定着の過程を総合的に明らかにする。最終的には日本の社会統合政策のそれを台湾、韓国のそれと比較することで、東アジアにおける社会統合政策の方向性について検討する。

3. 研究の方法

本研究ではマルチステークホルダーからの聞き取りをもとに、主体に焦点を当てるとともに、聞き取りを総合することで、主体を

規定する構造を明らかにするといったアプローチをとる。マルチステークホルダーは以下を含む。申請者はこれまでの看護・介護に関する研究のネットワークを通じ、多くのステークホルダーから聞き取りができる状況にある。

マルチステークホルダーからの聞き取り

1. 当事者

居住者：日本に居住する結婚移民、興行ビザを機に結婚した者(主にフィリピンなど)。すでに申請者と面識のある主に宮城県の被災地、東京、京都市、太田市などの住民を対象とする。

新日系人と母親：近年日本に居住するようになった日本人とフィリピン人の間の子ども、およびその母親(就労者)であり、主に介護や製造業に従事している。

偽装結婚による入国者：興行ビザの厳格化以降、結婚による入国が増大している。興行ビザ厳格化以降は人の移動がアングラ化しており、実態についてはわからないことが多い。本研究では斡旋業者などを通じアングラ化する人の国際移動について取り上げる。

当事者への調査として、申請者のネットワークを用い介護に従事する定住者、結婚移民に対する聞き取り調査、ならびに被災地の結婚移民の状況調査を行う。また、興行ビザ当時の業界団体、プロモーター、経営者の協力を得ることができるようになったため、現在こうしたネットワークを通じ、通常はアプローチしにくい人々に対しても調査可能な状況となっている。

2. 就労先

介護：定住者の一部はホームヘルパーの資格取得後、施設介護に従事している。これは介護人材育成業者が就労促進を行っていること、厚生労働省による求職者支援制度が一因となっている。さらには新日系人の母親の就労先として、送出国機関の斡旋先となっているからである。申請者は定住者対象の介護人材育成実践者会議を開催し、また京都居住の新日系人の教育支援を通じて施設介護とのネットワークを構築している。

興行：当時のプロモーターや経営者の協力を通じ就労先を含む調査を実施する。

2. 業界団体

興行の団体や当時の構成員に対する聞き取りを行う。業界の動向や方針、リクルートの方法などを明らかにすることを目的とする。さらには入国管理局との関係や天下り先の確保といった問題も予備的な聞き取りから明らかとなっており、本格的な聞き取りを開始する。

プロモーター

興行ビザの手続きを行うプロモーターと呼ばれるリクルーターに対する聞き取りを

行う。プロモーターは興行ビザ取得者の供給者であり、ポスト興行ビザの人の移動にも大きな影響を及ぼしてきたと考えられる。大規模なプロモーターは1業者で数万人規模で興行ビザ取得者を入国させてきた。今回のテーマを扱う上で重要なカギを握るステークホルダーである。本調査においては業界団体の協力を得られることになったことから、プロモーターに対する聞き取りも可能である。また、プロモーターからフィリピン人を対象とした介護教室を開設した事例も見られ、合わせて聞き取りを行う。

送出し機関

フィリピンにおいては国際結婚(移民)を所管する省庁が存在する。海外フィリピン人委員会 CFO はその機関であり、結婚移民に対して渡航前研修を行っている。申請者は長官と個人的な交流があり、CFO の講師にも招聘されていることから、結婚移民の送出しについてアンケート調査の実施や聞き取りができるものと考えられる。また、興行ビザを扱っていた在日日本フィリピン大使館の当時の職員も現在技術教育スキル開発局 TESDA や海外雇用庁 POEA におり、当時の話を聞くことができる。在マニラ日本大使館はビザの取り扱いを行っており、聞き取りを行うことが有効である。

NGO など

フィリピンやタイには移住者を支援する NGO が数多く存在する。例えば、DAWN Center, JFC Network, 新日系人ネットワーク、IOM 日本といった日本人父親に対する認知問題、就業支援に取り組む NGO がある。

4. 研究成果

女性、高齢者、若者、障害者を含め多様な参画できる労働市場の形成は、少子社会において政権を問わず重要な取り組みとなりつつある。しかし、外国人の場合社会統合政策に十分含まれない。また外国人間での差も大きく、新日系母子は人材育成の取り組みのための予算措置の大きい EPA に比べ、新日系母子は対照的に自己負担である。新日系母子に関しては 1994 年に首脳間でその問題が指摘されつつも、私的なことという理由で問題が放置され、さらに興行ビザの改定にその後 10 年を必要とした。問題解決のためには国籍法改定など法的な改定が必須である。

当事者はさまざまな問題を抱えている。第 1 は、新日系人の特定と認知、養育、渡航のための戸籍の取得、再取得などである。第 2 は来日後の生活に向けた日本語能力の向上と職業訓練、および費用負担の問題である。興行ビザ、新日系母子は階層問題でもある。早くから来日した経験から学業年数が短く、日本・フィリピン双方で就労困難の問題を抱える。子女の教育も含め、日本語教育、職業教育、人材育成は両国で必須である。第 3 は人材育成コストの負担問題である。新日系母子の経済的自立には両国での人材育成が必

要である。現在はビザなど書類作成、日本語教育、職業訓練は当事者負担であり、事例はさまざまだが約 50 万から 100 万円の債務を抱え来日する。これは労使の対等な関係構築に困難をきたし、その結果さまざまな問題が発生する。例えば、事例としては少数だが、過酷労働の強要、強制貯蓄、権利放棄書、社会保険未加入など違法な状態における労働を余儀なくされている。同等報酬要件は確認できない。本来移動の自由、職業選択の自由を持つ人びとが、債務を抱えることにより束縛されている事案を確認した。人材育成はこうした人々を排除するため、人材育成の国内要件の解消と送り出し国受け入れ国双方における人材育成制度の確立、外国人・日系を含めた社会統合政策の実施が重要である

現在のところ、日本語教育や職業訓練費用負担の外部化は困難である。これは EPA 経済連携協定による看護師・介護福祉士候補者に対する日本語教育や国家試験対策関連費用とは大きな隔りがある。この隔りは社会統合政策に関する統一的な政策が不在であることに問題がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

安里和晃「人の国際移動と受け入れ枠組みの形成に関する研究」、武川正吾編『グローバルイノベーションと福祉国家』査読無、2012 年、71-107 頁

安里和晃「ケアをめぐる人の移動：看護・介護・家事の国際移住労働と結婚」、厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業『アジアにおける介護従事者の国際移動と協調体制の構築に関する研究』査読無、2012 年、1-20 頁

Asato Wako "Incorporating Foreign Domestic Workers as Providers of Family Care Case Studies of Hong Kong, Taiwan and Singapore", 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業『アジアにおける介護従事者の国際移動と協調体制の構築に関する研究』査読無、2012 年、20-58 頁

Asato Wako "Care concept in the Philippines", 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業『アジアにおける介護従事者の国際移動と協調体制の構築に関する研究』査読無、2012

年, 117-167頁

安里和晃「家族ケアの担い手として組み込まれる外国人家事労働者 - - 香港・台湾・シンガポールを事例として」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成 - - アジア近代からの問い』査読無, 2013年, 201-242頁

安里和晃「グローバルなケアの供給体制と家族」『社会学評論』64巻, 査読有, 2014年, 625-648頁

〔学会発表〕(計 12件)

安里和晃「日本の介護現状と外国人受け入れの現状」介護分野における日本語教育集中研修講座(招待講演)2012年07月14日, 大阪

安里和晃「少子高齢社会における人の国際移動」, 関西生産性本部主催講演2012年07月14日, 大阪

Asato Wako"Reconstruction of Filipino Communities in Disaster Area of Japan", GT-Toyota Memorial Hall opening ceremony organized by University of the Philippines Asian Center (招待講演)2012年09月13日, University of the Philippines

安里和晃「人口減少社会におけるケアの担い手 - アジアの事例から」第69回全国老人福祉施設大会(招待講演)2012年10月24日, 広島
Asato Wako"Synthesizing International Migration of Care", Japan Sociological Society2012年11月03日, 札幌学院大学

Asato Wako"Politicization of healthcare migration and harmonization of qualification", 第7回北九州アジア太平洋アクティブ・エイジング会議2012(招待講演)2012年11月11日, 北九州

Asato Wako"Skills deficit identification and international skills harmonization", ADBI-OECD Roundtable on Labor Migration in Asia (招待講演)2013年01月24日~2013年01月25日, Bangkok

安里和晃「国際的な人の移動と家族」, 京都

市世界人権問題研究センター主催シンポジウム「国際化時代の家族のあり方」2013年03月08日, 京都

安里和晃「家族ケアにおける移民の位置づけ」社会政策学会2013年05月25日~2013年05月26日, 青山学院大学

Asato Wako"Socio-cultural issues of multicultural", Conference for the Development of Multiculturalism in Asia (招待講演)2013年05月27日~2013年05月29日, Seoul

Asato Wako"Sluggish Japanese student mobility and off-shore transfer of Japanese companies: New Risk of Employment in Japan", International Union for the Scientific Study of Population (招待講演)2013年08月26日~2013年09月01日, プサン

Asato Wako"Internationalization of care and harmonization of skills beyond national borders", 台湾社会学会(招待講演)2013年11月30日~2013年12月01日, 国立政治大学

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者

安里 和晃 (ASATO, Wako)

研究者番号 :

0 0 4 6 5 9 5 7

(2)研究分担者

()

研究者番号 :

(3)連携研究者

()

研究者番号 :